

地域から孤立をなくす活動支援特別助成要領

この要領は、平成25年度から実施される全国共通助成テーマ「地域から孤立をなくそう～みんなが社会の一員として包み支え合うしくみづくり」を踏まえ、県内において市町村社会福祉協議会またはNPO、福祉関係団体等が取り組む活動に対し活動資金を支援するもので、富山県共同募金会配分要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

1. 配分の目的

近年の社会経済環境の変化に伴い、ひきこもり、不登校等、地域において社会的孤立の状態にある人たちを巡る課題が深刻化してきており、そうした課題を解決する活動を推進し、孤立した人たちを社会の一員として包み支え合うしくみづくりを進める取り組みを支援することで、安心して地域生活を送れる社会の実現に資することを目的とする。

2. 助成対象

市町村社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、NPO、ボランティア団体、自治会・町内会等の地縁組織、その他助成テーマの趣旨に沿った活動を行う団体とする。

ただし、同一事業で同一年度に一般募金の助成を受ける団体は除く。

3. 助成対象事業

(1) 孤立をなくす活動

- ・地域で孤立している人たちへのアプローチするための新たな見守りの仕組みづくりや新たな居場所づくり
- ・いじめやひきこもりに対応した地域でのサロン活動、経済的困窮者のための中間的就労のための事業、依存症、DVなどにより地域で孤立する人たちの課題を解決する事業等。

(2) 専門機関等が行う孤立をなくすための活動

- ・地域での孤立を発見するための専門機関による相談支援の体制づくり。
- ・地域で孤立状態にある人たちの調査活動。
- ・孤立をなくすための地域での講座や啓発事業等。

(3) 孤立をした人を支えるネットワークづくり等の活動

- ・地域での孤立している人を支えるための関係機関のネットワークづくりやプロジェクト。
- ・地域への情報発信、啓発のための事業。

(4) その他

- ・上記の取り組みのほか、これらに類する事業であって、孤立をなくす取り組みと本会が認める事業。

※ただし、国、地方公共団体等の補助（助成）を受けて行う事業は、対象としない。

4. 事業実施期間

平成28年度～平成29年度までの2か年間とする。

事業については、上記の期間内において複数年にわたる事業も対象とする。

ただし、助成金については、1年度ごとの申請に基づき審査のうえ交付する。

5. 助成対象経費

上記3の(1)から(4)に示した助成対象事業にかかる直接経費を対象とし、人件費、光熱水費等の申請団体の経常的経費については対象としない。

6. 助成限度額

助成限度額は、1年度につき1団体30万円を上限とする。

ただし、備品、器材等整備費については、整備に要する費用の3/4以内の額とする。

※備品、器材等整備費に該当するものは、単価または1組の価格(消費税含む)が10万円以上のものとする。

7. 助成枠

1年度につき300万円以内とする。

8. 助成申請

助成を希望する者は、所定の様式により、本会が定めた期日までに関係書類を添付し申請する。

ただし、活動範囲が1市町村に限られる場合は、もよりの市町村共同募金委員会を経由して本会へ申請する。

9. 受付期間

平成27年11月2日(火)～平成27年12月25日(金) 必着

10. その他

①事業の申請にあたっては、孤立の解消・予防策を企画のうえ一過性の取り組みにならないよう、関係機関との連携を図ること。

②この要領に定めるもののほか、助成の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成25年5月27日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成26年11月4日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成27年11月2日から施行する。